

日本年金機構運営評議会（第 38 回）議事要旨

1. 開催日時 令和元年 10 月 4 日（金）10 時 00 分～12 時 00 分
2. 場 所 A P 東京八重洲通り 7 F Q + R 会議室
3. 出席委員 菊池座長、池田委員、石谷委員、植西委員、
戸田委員、南部委員、西沢委員、牧嶋委員（8 名）
4. 議題
 - ① 第 2 期中期計画目標期間の業務実績の評価結果
 - ② 平成 30 年度業務実績の評価結果
 - ③ その他
5. 意見概要 （○：委員意見 ●：機構からの説明）

〔議題①〕

第 2 期中期計画目標期間の業務実績の評価結果

〔議題②〕

平成 30 年度業務実績の評価結果

- 「国民年金保険料収納対策」、「厚生年金・健康保険等の適用促進対策」及び「厚生年金・健康保険等の徴収対策」の数値が目標を大きく上回っており、皆様の日々の努力の結果が現れて良かったと思う。

業務に関連した意見と質問をさせていただきたい。

まず、短時間労働者の適用拡大と併せて、更なる適用促進の取組を実施していただきつつ、年金生活者支援給付金の施行に伴う業務量に見合った人員配置について引き続き検討していただきたい。

次に、業務効率化を図るため、事務センターへの業務集約が実施されているが、この集約にあたっては、お客様サービスの低下を招かないよう、事務センターと年金事務所の役割分担を適切に行い、確実な業務執行体制を構築していただきたい。

最後に質問として、新たに創設された事務センター専任職員の現在の配置人数や処遇について教えてほしい。

- 適用促進については、短時間労働者の適用拡大が議論されているので、その動きを見極めるとともに、現場の意見を踏まえながら、体制整備を含めて考えていきたい。

- 年金生活者支援給付金の事務処理体制については、本年度は最初の支払いを始める年で業務量が増加すると見込まれることから、現在 700 人程度に規模を増やして対応している。引き続き、事務処理の状況を見極めつつ、業務量に見合った事務処理体制の構築を検討していく。
- 事務センター専任職員については、現在 800 名弱を配置している。最終的には約 1,200 名程度まで、順次拡大を図っていく予定。
処遇については、評価に応じて一定の昇給を実施し、賞与の支給も開始した。今後も状況把握を行い、必要な改善を図ってまいりたい。
次に、事務センターと年金事務所の役割分担については、事務センターは事務的な定型業務や審査を要しない業務を、年金事務所は判断を要する業務を対象としている。ご質問の中の集約については、中央年金センターあるいは障害年金センターへの専門的な業務の集約を進めている。集約にあたり、それぞれ課題はあるが、順次対応を進めていきたい。
- 大きな組織で「年金制度改正等への対応」が B 評価以上であることは、素晴らしい。一方、C 評価の項目「外部委託の推進」、「個人情報保護に関する事項」は、同様の事案が起こらないようガバナンスを強化してほしい。
来年 4 月からの制度改正で、被扶養者認定基準に国内居住要件が追加になるが、対応は全国健康保険協会と日本年金機構のどちらが行うのか。また、この改正で被扶養者でなくなる方が入院している場合は被扶養者の資格を継続させるという話があるが、実際の処理について何かお分かりの点があれば教えてほしい。
- ガバナンスの強化については、引き続き対応してまいりたい。
被扶養者認定基準に係る制度改正の対応については、4 月以前の被扶養者は全国健康保険協会及び各健康保険組合で対応し、4 月以降の新規は機構で扶養認定していく。扶養認定は一定のエビデンスを踏まえて行い、不適正な届出は、全国健康保険協会及び各健康保険組合と協力しながらチェック体制を作り上げていきたい。
- 被扶養者でなくなる方が入院している場合に、被扶養者の資格を継続させるという内容は経過措置である。該当の方には、一定の医療費を引き続き支払うが、入院が終われば原則に戻り、被扶養者から外れていただくことになる。

- 適用促進により、適用事業所が増えることで徴収率は厳しくなっているが、「厚生年金・健康保険等の徴収対策」の数字も上がっており、機構の努力の結果だと思った。

今後、更に数字を上げるためには、社会保険の適用基準を零細企業等に認識していただく必要があるので、その対応を検討していただきたい。

C 評価の「外部委託の推進」、「個人情報保護に関する事項」については、リスクが隠れていると感じており、ガバナンスを重点的に強化してほしい。

- 「厚生年金・健康保険等の徴収対策」における収納率は、小規模事業所の適用が増えることで、環境は厳しくなるが、そうした中で収納率をいかに確保し、向上させるかが課題。限られた人員で、効果的な対策を行うために、本部の特別徴収対策部をトップに、地域代表及び県代表の年金事務所が中心的な役割を果たしながら、引き続き取り組んでいく。

社会保険の適用基準を零細企業等に認識していただくために、外部委託業者を利用して未適用事業所へ手紙や電話といったアプローチを実施している。未適用事業所の反応を見ながら、今後の取組を更に検討してまいりたい。

- 「個人情報保護に関する事項」については、基幹システムとインターネットを完全に遮断しており、外部攻撃からは保護されているが、基幹システムには機構職員のほか、外部委託やベンダー等も関与しており、内部犯行を防ぐことが今後の課題である。NISC 等と協議を重ね対策を強化していく。

「外部委託の推進」については、外部委託に係る一定のルールは確立したと考えているが、「紙をなくす」、「紙を移動させない」取組を進めて、外部委託を利用しなくてもデータ処理ができる状態をどう作るのが課題であり、引き続き検討してまいりたい。

- この大きな組織で緻密な業務に日々真摯に取り組み、基幹業務の実績が目標を大きく上回っていること、素晴らしく思う。

ただし、「個人情報保護に関する事項」について、過去5年の評価がCとDであることに危機感を抱いている。信頼性の面でこの問題は大きいので、改めて力を入れて取り組んでほしい。

- 先程の説明のとおり、基幹システムとインターネットは完全に遮断しており、個人情報保護のための一定の仕組みは確立できていると考えて

いる。しかし、2万人の職員が個人情報を取り扱っており、内部犯行を防ぐためにも、職員の倫理観を高める必要があり、引き続き検討していく。

- 「分かりやすい情報提供の推進」に関連する内容として、繰下げ受給の年齢拡大が議論されているが、75歳まで拡大した場合、繰下げ請求をしていることを忘れてしまう懸念がある。65歳前に送付される年金請求書を送り返さないことで繰下げ受給の意思を示すという今の仕組みを、年金請求書に繰下げ受給の項目を設けて機構で記録するように変更し、年金請求漏れにならない工夫を検討していただきたい。

また、ねんきん定期便に、繰下げ請求することで「最大42%増」と説明が記載されているが、繰下げ請求の希望者が増えると年金数理的には率を下げざるを得なくなるため、記載しない方がよいのではないかと。

次に質問として、滞納事業所が厚生年金保険料と健康保険料を滞納している場合で、健康保険料だけでも先に支払いたいと申し出があった際、拠点の窓口ではどのように対応しており、また統一的な対応ができているのかを教えてください。

- 繰下げ請求については、69歳時点で再確認のための勧奨状を送付しているが、それ以外に対応していないため、検討が必要と考えている。老齢基礎年金だけを繰り下げた場合、老齢厚生年金だけを繰り下げた場合、また両方を繰り下げた場合についてそれぞれ権利がどうなっているかを厳密に把握して、対策を検討していく。ねんきん定期便の「最大42%増」と記載されていることについてのご意見は、年金局にお伝えする。
- 滞納事業所が収めた保険料をどう割り振るかという点については、基本的には滞納金額に応じて按分するというルールがあるが、統一的な対応がされているかという点を含めて、改めて確認し後日報告させていただく。
- 「外部委託の推進」の項目については、「外部委託の適切な推進」と記載すべきである。外部委託の推進はコスト削減につながるが、外部委託先で犯行が行われた場合に機構がどう責任を負うかという品質管理の問題があるため、難しい問題だが、適切に推進してほしい。

社会保険庁から機構に変わり、非常に努力されたと思っているが、機構は正しくやって当たり前で、正しくないと国民から非常に強い批判を受けるため、引き続き国民の期待に沿うように努力していただきたい。

- 設立当時から外部委託を推進してきているが、仕事のやり方として正しいのか、外部委託をいかに適正にやっていくか、あらためて広範な検討をしなければならないと考えている。
- 機構の構成員 2 万人に対して、業務実績の評価の重要性をどのように意識づけしているのか。
- 業務実績の評価については、拠点へ文書を通知した上でテレビ会議による解説を行っている。また、機構内報や春と秋に開催される全国の拠点長を集めた会議でも周知している。その結果、拠点訪問をした際に、この評価結果について意見を言う職員が増えており、職員が真面目にこのテーマを受け止めていると感じている。しかし、2 万人の職員に浸透させるために、更なる努力を続けていく。
- 現在、審議会では被保険者の適用拡大及び適用促進について制度改正に向けた議論が始まっている。これらについては国民にとってはメリットがあるが、反面機構の業務量は増えるため、人員の適正な配置を確保していく必要がある。

〔議題③〕

その他として、

「年金生活者支援給付金への対応状況」

「20 歳到達者に係る国民年金加入手続きの見直し」

「事務処理誤り等(平成 30 年 4 月分～平成 31 年 3 月分)の年次公表について」

- 私は認知症の方々や、高齢者の一人暮らし、高齢者のみ世帯の方々への支援に関わっており、この年金生活者支援給付金のハガキが送られた 5 人の方を支援する機会があったが、どなたもハガキを返送していなかった。請求書には押印が必要であること、また切手を貼る必要がある。予算の関係があり切手が必要ということは理解できるが、簡単な請求書でも高齢者の方にはハードルが高いということをご認識いただきたい。

- 貴重なご意見として、今後の参考にさせていただく。なお、押印については、リーフレットに記載のとおり自筆署名の場合は省略ができる。
- 年金生活者支援給付金は過不足なく支払うとのことだが、非課税世帯の情報の突合があわず支払いすぎるといったリスクはあるのか。
- 所得情報や同一世帯全員が非課税の情報は市町村から頂くことになっており、そのデータに不備があるとそのような事態が発生する可能性があるため、調査し問題がないように努める。

(以上)